

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 坂上 啓 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「移動禁止後の車両移動」に関する申し入れ

大阪仕業検査車両所における会社掲示『注意喚起！移動禁止表示器の取り扱いについて』が掲出された。

今回の事象は移動禁止後に車両が移動したという安全上重大な問題である。また、この会社掲示では、詳しい状況がわからず、今回の問題の背後要因もわからない。色々な角度から検証し、二度と同じ事象を起こさないために以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 今回の事象は、移動禁止後に車両が移動したという安全上重大な事故だと考えるが、会社の見解を明らかにすること。
2. 申告担当者が現地で車両の所定停止位置を確認したのに、なぜ車両を再起動する必要があったのか明らかにすること。
3. 会社掲示で【〈原因〉「乗務員が降車（ブレーキ設定器抜取）」しているかの確認をすべきところ申告担当者が現地で停止位置確認をしたため】とあるが、乗務員は一度もブレーキ設定器抜取を行っていないのか明らかにすること。
4. ブレーキ設定器抜取の時点で乗務員が降車したことになるのか明らかにすること。
5. 列車科はどのような方法で【当該番線の車両から「乗務員が降車（ブレーキ設定器抜取）」しているのかを確認】するように定められているのか明らかにすること。
6. 今回の乗務員の再起動時の手順に問題はなかったのか明らかにすること。
7. 車両所構内で、車両を再起動する時、列車科や指令等各関係個所に連絡しなく正しいのか明らかにすること。

8. 検修当直から作業班長へ問い合わせがあったとあるが、検修当直はどのようにして事態を把握したのか明らかにすること。
9. 会社掲示に「〈対策〉・作業手順の改正」とあるが手順書に不都合があったのか明らかにすること。
10. パンタ上昇表示器が「上昇」表示にならなかった原因を明らかにすること。
11. パンタ上昇表示器が「上昇」表示しないことがこれまでもあったのか、また、過去の同事象の頻度も含めて明らかにすること。

以上